

第23回 遠賀町農業委員会総会議事録

1. 日時 平成28年5月12日(木) 9時00分～10時50分

2. 場所 遠賀町役場 第6会議室

3. 出席委員(12人)

議長	1番	三原	高志
副議長	2番	安部	喜美雄
委員	3番	安藤	敏生
委員	4番	古野	靖之
委員	5番	矢野	卓雄
委員	6番	加藤	秀邦
選任学識	7番	加藤	陽一郎
選任学識	8番	二村	義信
委員	9番	高山	和幸
委員	10番	矢野	繁敏
選任JA理事	11番	石松	守
委員	12番	森	昭徳

4. 5月の農業相談委員

10番	矢野	繁敏
11番	石松	守

5. 議事日程

第1 議事録の署名委員の指名

3番	安藤	敏生
4番	古野	靖之

第2 会議書記の指名

事務局職員 安部 真介

第3 議案

第1号	農地法第3条の規定による許可申請について(●●●●)
第2号	農地法第4条の規定による許可申請について(●●●●)
第3号	農地法第5条の規定による許可申請について(●●●●)
第4号	農地法第5条の規定による許可申請について(株●●●●建設)
第5号	農地法第5条の規定による許可の変更申請について(●●●●)
第6号	農地法第5条の規定による許可申請について(●●●●)

第7号 農用地利用集積計画の承認について

第4 その他の案件

第1号 熊本地震に伴う義援金について

第2号 平成28年度視察研修について

開 会 9時 00分

副議長 皆さん。こんにちは。

副議長 本日の出席委員は、12名中12名の委員が出席されております。過半数の出席があり、総会が成立しています。
よって、ただ今より平成28年第23回遠賀町農業委員会総会を開会いたします。

副議長 それでは次第の2、議事録の署名委員の指名ですが、3番安藤 敏生委員、4番古野 靖之委員にお願いしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

【異議なし。】の声

副議長 それでは、安藤 敏生委員、古野 靖之委員をお願いします。

副議長 次に、次第の5月農業相談員は10番矢野 繁敏委員、11番石松 守委員が農業相談の当番ですが、相談の予約はありません。

副議長 次に本日の議案ですが、次第にありますように付議案件は、農地法3条許可申請関係1件、農地法4条許可申請関係1件、農地法5条許可申請5条3件、農地法5条許可の変更申請1件、農用地利用集積計画1件、となっております。
ご審議のほどよろしくをお願いします。

副議長 なお本日の総会の会議書記ですが、事務局職員の安部を指名します。

副議長 ここから議事に入ります。
現地調査の伴う案件について事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。委員の皆様には議案を送付した後、利用集積関係と報告案件の追加がありましたので本日資料を配付しています。後ほど説明させていただきます。それでは議案書の1ページをお開きください。本件は第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。農地法第3条に基づく、農地のままの所有権移転になります。譲受人が鬼津にお住まいの●●●●氏、譲渡人が鬼津にお住まいの●●●●氏で申請地が議案書3ページの字図にありますように、大字鬼津字久保尻3953番3で地目は畑、面積が29㎡です。

農地区域が農業振興地域内 非農用地となっております。譲受人が規模拡大のために農地を取得するもので、耕作面積や従事する環境に特段問題は無いものと思われま

事務局 続きまして4ページをお開きください。本件は第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございます。申請者は、北九州市にお住まいの●●●●氏で申請地が議案書6ページの字図にありますように、大字広渡字唐戸口2108番で地目は田、面積が977㎡です。農地区域が農業振興地域内 非農用地、土地の用途区分が無指定の第3種農地となっております。申請目的は湿田改良です。届け出の範囲を超えているため、一時転用許可が必要で、4条の申請となっております。申請に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。8ページが造成計画図、9ページが縦横断図、10ページが事業計画書、12ページが被害防除計画書、13ページが関係者説明に関する調査票となっております。

事務局 続きまして14ページをお開き下さい。本件は第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございます。譲受人が若松にお住まいの●●●●氏、譲渡人が若松にお住まいの●●●●氏で、申請地が16ページの字図にありますように、大字若松字堂塔寺2503番1、地目が畑、面積が 387㎡です。農地区域が農業振興地域内 非農用地、土地の用途区分が無指定の第2種農地となっております。申請目的は隣接するお寺の駐車場となっております。申請用途に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。17ページが平面図、18ページが土地利用計画図、19ページが縦横断図、20ページが事業計画書、21ページが被害防除計画書で排水は雨水排水のみで自然流下となっております。22ページが関係者説明に関する調査票となっております。

事務局 続きまして23ページをお開きください。本件は第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございます。譲受人が長崎市の(株)●●●●建設、譲渡人が遠賀川二丁目にお住まいの●●●●で、申請地が25ページの字図にありますように、遠賀川三丁目1788番3 他12筆、合計面積が 2,435㎡です。内訳は23ページの③申請地 申請地詳細をご覧ください。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分が第1種住居地域の第3種農地となっております。申請目的は宅地分譲となっております。申請用途に関する確実性については関係書類で確認をしております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。26ページが平面図、27ページが土地利用計画図、29ページが縦横断図、33ページが事業計画書、34ページが被害防除計画書で排水は公共下水道へ接続となっております。35ページが関係者説明に関する調査票となっております。

事務局 続きまして36ページをお開きください。第5号「農地法第5条の規定による許可の変更申請

について」でございます。本件は、当初の事業主が松の本にお住まいの●●●●氏、変更後の事業主が岡垣町にお住まいの●●●●氏、申請地が38ページの字図にありますように、大字別府字松ヶ崎3716番1、地目が田、面積が 842㎡です。農地区域が農業振興地域外、土地の用途区分が第2種低層住居専用地域の第3種農地となっております。当初の計画では、徳野氏の自己住宅建築でしたが、計画が実現しなかったため、山田氏の自己住宅建築にあたり、変更申請が必要になったものです。顛末は39ページをご覧ください。

事務局 続きます40ページをお開きください。第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございます。本件は、変更申請後の申請です。譲受人が岡垣町にお住まいの●●●●氏、譲渡人が松の本にお住まいの●●●●氏で、申請目的は自己住宅建築となっております。申請用途に関する確実性については関係書類で確認しております。営農の支障についても、生産組合長さんより無条件承諾をいただいております。41ページが平面図、42ページが土地利用計画図、43ページが縦横断図、44ページが被害防除計画書で排水は公共下水道へ接続となっております。45ページが関係者説明に関する調査票となっております。

事務局 以上が現地調査を伴う案件であります。

議長 それではこれより現地調査を行いますので、総会を暫時休憩します。

休 憩 9時 40分

— 現地調査後 —

再 開 10時 20分

副議長 再開します。
それでは第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。地区担当委員、三原 高志会長からご報告をお願いします。

議長 何問題はないと思われしますので、ご審議お願いいたします。

副議長 ありがとうございます。続いて二村 義信委員をお願いします。

地元委員 (8番) 何も問題はございませんので、ご審議お願いいたします。

副議長 ありがとうございます。
それでは本件について発言のある委員は挙手願います。

【ありません。】の声

副議長 無いようですので、これより採決に移ります。
第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

副議長 賛成12名で第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」承認されました。

副議長 それでは第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。
地区担当の矢野 卓雄委員からご報告をお願いします。

地元委員 (5番) 土を入れて分譲するとのことでございます。業者の話も聞いていますし、生産組合長さんの了解もいただきました。ただ埋め立てた後の処理についての問題もありますので、引き続きその後の検討をしないといけないと思っています。

副議長 ありがとうございます。本件について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

副議長 無いようですので、これより採決に移ります。
第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

副議長 賛成12名で第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」承認されました。

副議長 それでは第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。地区担当の矢野 繁敏委員からご報告をお願いします。

地元委員
(10番) 何も問題はないと思われまますので、ご審議お願いします。

副議長 ありがとうございます。本件について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

副議長 無いようですので、これより採決に移ります。
第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

副議長 賛成12名で第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」承認されました。

副議長 それでは第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。
地区担当の矢野 卓雄委員からご報告をお願いします。

地元委員
(5番) 何も問題ないと思われまますので、ご審議お願いします。

副議長 ありがとうございます。本件について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

副議長 無いようですので、これより採決に移ります。
第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

副議長 賛成12名で第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」承認されました。

副議長 それでは第5号「農地法第5条の規定による許可の変更申請について」と第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」議題に供します。地区担当の加藤 秀邦委員をお願いします。

地元委員 (6番) 何も問題はないと思いますので、ご審議をお願いします。

副議長 続きまして、加藤 陽一郎委員をお願いします。

地元委員 (7番) 何も問題はないと思いますのでご審議をお願いします。

副議長 ありがとうございます。本件について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

副議長 無いようですので、これより採決に移ります。
第5号「農地法第5条の規定による許可の変更申請について」と第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

副議長 賛成12名で第5号「農地法第5条の規定による許可の変更申請について」と 第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」承認されました。

副議長 続きまして、第7号「農用地利用集積計画の承認について」事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案書の46ページをお開きください。第7号「農地利用集積計画の承認について」でございます。5月は一斉更新のため、件数が多くなっています。事前送付している案件の合計が312件、368, 471㎡となっておりますが、委員の皆様にご覧いただき、議案を送付した後に追加がありました。本日、お配りしている資料をご覧ください。ホッチキスで止めていて赤字で(追加分)とあるものが、追加分で73件、97, 603㎡になります。ホッチキス止めの次のページにあります赤字で(当初+追加分)とある1枚紙が事前送付分と追加分の合計で農業振興地域内農用地の新規が70件、108, 019㎡、農業振興地域内農用地の再設定が65件、125, 681㎡、農業振興地域内非農用地の新規が41件、33, 609㎡、農業振興地域内非農用地の再設定が72件、69, 652㎡、農業振興地域外の新規が31件、21, 039㎡、農業振興地域外の再設定が106件、108, 074㎡、最終的な合計が385件、466, 073㎡となっております。以上です。

副議長 ありがとうございます。本件について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

副議長 無いようですので、これより採決に移ります。
第7号「農地利用集積計画の承認について」原案のとおり承認される委員の挙手を求めます。

【挙手の人数を確認】

副議長 賛成12名で第7号「農地利用集積計画の承認について」承認されました。

副議長 それでは、追加資料の報告案件①について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、それでは当日配付した資料の報告案件①をご覧ください。報告案件①農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。利用権の合意解約ですが、貸渡人の都合による解約5件となっております。以上です。

副議長 ありがとうございます。本件について、質疑、意見がございますか。

【ありません。】の声

副議長 それでは、その他の案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局 ①熊本地震に伴う義援金について(説明)

②平成28年度視察研修について(説明)

副議長 ありがとうございます。本件について、質疑、意見がございますか。

議長 無いようでございますので、以上をもって、平成28年第23回遠賀町農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 10時50分